

資料3－1	H18.9.16
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

千葉県地域生活支援事業の地域生活支援給付（仮称）事業について

1 基本的考え方

障害者又は障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むため、障害者自立支援法第77条第1項及び第3項の規定により市が実施する地域生活支援事業のうち、障害者等が利用するサービスの経費の一部を市が給付する個別給付型のサービスについては、「地域生活支援給付」と位置づけ、共通の事務処理体系にて実施する。

2 対象サービス

地域生活支援給付の対象サービスは、次のとおりとする。

- (1) 移動支援
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 日中一時支援
- (4) 生活サポート
- (5) 経過的デイサービス

3 地域生活支援給付費

対象サービスを利用した障害者又は障害児の保護者に対し、経費の9割を市から地域生活支援給付費として支給する。（代理受領の方法による）

4 対象者

地域生活支援給付の対象は、次のとおりとする。

- (1) 千葉市民
- (2) 千葉市民以外の者で、千葉市から障害福祉サービスの支給決定を受けている者

5 利用者負担

- (1) 原則1割の定率負担とする。
- (2) 上限管理は、障害福祉サービスの利用額と合算した額で算定する「統合上限管理」方式で行い、上限を超えた額を市が負担する。

6 事業者

あらかじめ市に登録した事業者のみが地域生活支援給付のサービスを提供できる「登録事業者」制度を採用する。ただし、「2 対象サービス」に移行する現行事業を9月30日現在で「4 対象者」に提供している事業者については、継続してサービスを提供できる経過的措置を講じる予定である。

1 移動支援事業

1 事業概要[個別移動支援]

屋外の移動が困難な障害者等について外出などの支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。なお、対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出とする。

2 対象者

- (1) 重度の視覚障害者児
- (2) 知的障害者児
- (3) 精神障害者
- (4) 全身性障害者児で、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の対象外のもの

3 支給量

25時間／月

※25時間を超える支給決定をする場合、別途簡易ケアプランを作成する。

4 利用者負担

- (1) 1割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費事業（代理受領の方法による）

6 実施事業者

提供事業者の基準は、現行の外出介護事業者の基準に準ずる。

7 報酬単価

現在の外出介護と同程度とする。

8 その他

- (1) 原則として通学や通所施設への送迎については対象としない。
- (2) グループ移動支援は平成19年度以降の実施に向けて検討する。

2 訪問入浴サービス事業

1 事業概要

居宅において入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴車を自宅に派遣して入浴の機会を提供する。

2 対象者

1 8歳から64歳の重度身体障害者であり、次の全ての要件に該当する者

- ① 居宅において寝たきりの状態にある者
- ② 日常生活のほとんどに介護を要する者
- ③ 居宅では入浴困難な者
- ④ 他の障害福祉サービス等により入浴のサービスが受けられない者

※(参考) 現在の利用者数33人

3 支給量

派遣回数 月4回を限度とする。

4 利用者負担

- (1) 1割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費事業（代理受領の方法による）

6 実施事業者

介護保険制度における指定訪問入浴サービス事業者とする。

7 報酬単価

1回当たりの単価 12,500円

3 日中一時支援事業

1 事業概要

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための訓練を行う。

(1) 日中預かり型

対象障害者児を障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行う。

(2) 放課後対策型

就学している障害児を肢体不自由児施設などで継続的に預かり、社会に適応するための訓練及び見守り等の支援を行う。

2 対象者

(1) 日中預かり型 … 身体障害者児、知的障害者児、精神障害者

(2) 放課後対策型 … 障害児（特殊学級、養護学校在校生）

3 支給量

(1) 日中預かり型 … 60時間／月（週12時間×5週）

(2) 放課後対策型 … 20日／月

4 利用者負担

(1) 1割負担とする。

(2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費事業（代理受領の方法による）

6 実施事業者

提供事業者の基準は、現行の短期入所又は児童デイサービス事業者の基準に準ずる。

7 報酬単価

(1) 日中預かり型

地域活動支援センターⅡ型の単価をベースに時間単価を設定する。

(2) 放課後対策型

障害児タイムケア事業の単価をベースに時間単価を設定する。

8 その他

必要に応じて送迎サービスを行えること。

4 生活サポート事業

1 事業概要

障害程度区分非該当者について、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、日常生活に関する必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。

2 対象者

障害程度区分非該当者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者

3 支給量

8時間／月以内（1回当たりの派遣時間は1．5時間以内とする。）

4 利用者負担

- (1) 1割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費事業（代理受領の方法による）

6 実施事業者

提供事業者の基準は、現行の居宅介護給付費等事業の基準に準ずる。

7 報酬単価

10月からの訪問系サービス（家事援助）の報酬単価を使用。

30分まで	800 円
1時間まで	1,500 円
1時間30分未満	2,200 円

5 経過的デイサービス事業

1 事業概要

平成18年10月1日に障害福祉サービス又は地域活動支援センターへの移行が困難な障害者デイサービス事業所が、平成19年3月末日までの間、利用者に対して継続してデイサービスを提供する。

2 対象者

平成18年9月末において障害者デイサービスを利用している身体障害者、知的障害者
(参考) 平成18年5月の利用者 261人(市内237人、市外24人)
(内訳) 身体障害者 159人(市内150人、市外9人)
知的障害者 102人(市内87人、市外15人)

3 支給量

標準支給量：月10日(障害者デイサービスと同じ)

4 利用者負担

- (1) 1割負担とする。
- (2) 負担上限月額については、他の地域生活支援事業及び障害福祉サービスと合算する。

5 実施手法

給付費事業(代理受領の方法による)

6 実施事業者

平成18年10月1日に障害福祉サービス又は地域活動支援センターに移行できない障害者デイサービス事業所
(参考) 平成18年5月の事業所 18事業所(市内8、市外10)
(内訳) 身体障害者 6事業所(市内4、市外2)
知的障害者 12事業所(市内4、市外8)

7 報酬単価

9月までの障害者デイサービスの報酬単価と同程度とする。(加算含む。)